

令和4年9月22日（木曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	11番	阿部清	委員
13番	荒木春吉	委員	14番	柏倉信一	委員
15番	木村寿太郎	委員	16番	伊藤正彦	委員

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
鈴木隆	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
小泉尚	財政課長	伊藤孝	上下水道課長
柏倉信一	会計管理者 （兼）会計課長	菖蒲郁雄	病院事務長補佐
今野育男	学校教育課長	船田孝夫	監査委員
沖津一博	監査委員	木村幸一	監査委員 局長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局 局長	柏倉勝郎	局長 補佐
堀和敏	総務係 主事	古谷駿幸	総務係 主事

決算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会
令和4年9月22日(木) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 2 認第 2号 令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 3 認第 3号 令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 4 認第 4号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第 5号 令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第 6号 令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第 7号 令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 8 議第39号 令和3年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 9 議第40号 令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 10 分科会審査の経過並びに結果報告
 (1) 総務産業分科会委員長報告
 (2) 厚生文教分科会委員長報告
〃 11 質疑・討論・採決
 閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 阿部 清委員長 おはようございます。
ただいまから決算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 阿部 清委員長 日程第1、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9、議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

議案上程

- 阿部 清委員長 日程第10、分科会審査の経過

並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

○阿部 清委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。後藤総務産業分科会委員長。

〔後藤健一郎総務産業分科会委員長 登壇〕

○後藤健一郎総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月9日及び12日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで及び歳出第11款から歳出第13款まで並びに認第6号、議第39号及び議第40号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、認第6号、認第1号、議第39号、議第40号の順で審査を行うこと、また、認第1号については、初めに歳入全部の審査を行い、次に歳出第1款、歳出第12款、歳出第13款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第5款、歳出第7款、歳出第6款、歳出第11款、歳出第8款の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第6号令和3年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市税の固定資産税で、新型コロナウイルスによる特例措置により軽減措置された納税者件数や金額は」との問いがあり、当局より「令和3年度の新型コロナウイルスによる特例措置の申請件数は186件で、減免した金額は約1億2,700万円です」との答弁がありました。

委員より「現在は学校給食が完全無料化しているが、収入未済も残存している。これは何人分ぐらいか」との問いがあり、当局より「中学校の給食において、平成24年度から令和2年度までで14人分の過年度分未済額があります。督促や児童手当からの特別徴収などの対応を行っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「主要な施策の成果に関する説明書の公共施設等総合管理事業の項目には、学校のあり方検討委員会の答申等を総合的に勘案し、寒河江市公共施設に係る個別施設計画の素案を作成と記載されているが、この事業の具体的な内容はどのようなものか」との問いがあり、当局より「今回、公共施設に係る個別施設計画をつくる上で、市所有施設についての更新、修繕

の計画を策定するための素案を策定したものであり、学校施設整備計画についての経費は含まれておりません。個別施設計画は、施設個々の事業ではなく、長期にわたってどのタイミングで更新等を行うかの計画を作成したもので、特に中学校については、老朽化が進んでいるため、建て替え等の時期を想定して入れておかないと計画が立てられないということで、中学校についても勘案し計画に入れております。具体的には、策定までの様々な調査や市民アンケートの結果等の内容を踏まえた素案作成の委託料です」との答弁がありました。

委員より「公金取扱手数料において、コンビニでの取扱件数は」との問いがあり、当局より「コンビニエンスストア等の取扱いは4万3,000件ほどで、全体の約21%です」との答弁がありました。

委員より「SNS一斉発信システムの登録者数は」との問いがあり、当局より「ツイッターが1,499名、フェイスブックが53名、LINEが584名、登録メールが87名で、登録者合計が2,223名です」との答弁がありました。

委員より「コミュニティセンター管理運営事業に修繕料が含まれているが、新しい建物なのに大きな修繕が必要となったのか」との問いがあり、当局より「柴橋地区コミュニティーセンターは、新しくできた体育館だけではなく、従来の柴橋地区公民館部分も含めて柴橋地区コミュニティーセンターとなっております。今回の修繕料は、そちらの部分の会議室のタイル張り替えと講義室の畳表交換費用です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江高校への防災倉庫設置工事が行われたが、今後も防災倉庫設置は行われていくのか」との問いがあり、当局より「現在、小中学校の体育館が指定避難所になっており、各小中学校には防災倉庫が既に設置されております。寒河江高校は県の施設であり、設置まで若干時間が必要だったため、昨年度、許可を得て設置しました」との答弁がありました。

委員より「新たに段ボールベッドを補充するなど、倉庫の中の更新はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「消費期限の関係もありますので、年1回は各防災倉庫に配置しております備蓄品の入替えや各倉庫間のローテーションを行っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「中心市街地活性化センター維持管理事業において、1階店舗漏水修繕工事を行ったとのことだったが、経年劣化により建物の配管全体において漏水する危険性はないのか」との問いがあり、当局より「今回の工事部分は地下と1階の間にある配水等に関する部分の一部劣化であり、他のところでは今のところ出ておりません」との答弁がありました。

委員より「昨年度もコロナの影響を大きく受けたが、まつり振興事業の負担金は最初から予定金額全てを支出していたのか」との問いがあ

り、当局より「事業ができるかできないか分からない状況のため、どこまでできるか、どのぐらいの準備費用が必要かなど、その事業の進捗状況に合わせて数回に分けて支出しており、四季のまつり実行委員会においては、昨年度、4回に分けて支出しております。また、冬のやまがた音と光のファンタジアは県及び1市4町の事業ですので、これについては、一旦事業負担金を頂き、できなかった事業に関する費用は戻して精算させていただきました」との答弁がありました。

委員より「企業誘致推進事業の企業立地促進補助金は非常に大きな金額になっているが、その内容は」との問いがあり、当局より「企業が分譲により取得した土地で事業を開始してから補助金を交付するという要件になっており、その要件を満たした5社への支出をしております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金の具体的な内容と効果は」との問いがあり、当局より「総延長で1,500メートルほどとなる電気柵を購入した合計5件への支援です。設置後は被害の心配がなくなったとお話を伺っております」との答弁がありました。

委員より「強い農業担い手づくり総合支援事業費補助金は大雪で被災した施設再建のための補助とのことだったが、施設を解体する場合への補助はなかったのか」との問いがあり、当局より「基本的には再建のための資材費が補助対象になっており、解体での労務費などは対象になっておりません。県に引き続き要望していきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもつ

て原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「道路新設改良事業は主にほなみ団地陵東中学校線かと思うが、移転補償や工事の進捗率はどの程度か」との問いがあり、当局より「用地補償は件数に対する割合で4割程度で、工事は、総延長約1キロメートルのうち、約200メートル完成しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第39号令和3年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「未収金が減少し改善していることが分かるが、さらなる対策は」との問いがあり、当局より「給水停止措置や個別指導などを行いまして未納対策を行っておりますが、今までと同じような対策しかやっていないのが現状です。督促や停止予告などの発送をして、できるだけ停止をしないような関係、対策を取っておりますが、どうしてもお支払いいただけない方に対しては、今後も停止または納入指導を行っていく予定です」との答弁がありました。

委員より「コロナの影響で水道料金も納められないという方への軽減措置などはなかったのか」との問いがあり、当局より「水道料金はあくまでも使用料の後払いという観点から、軽減措置は行っておりません。ただし、コロナの関係等においては、納入猶予という形で対策を取っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「雨水対策の工事が思うように進んでいないようだが、要因は」との問いがあり、当局より「公共下水道の雨水整備につきましては、国庫補助金の防災安全交付金を活用して工事を行っておりますが、内示率が悪く、その分は工事できない状況となっております」との答弁がありました。

委員より「経営戦略が重要だと思うが、未収金対策は」との問いがあり、当局より「水道と違い、下水道は給水停止という手段を取ることができませんが、下水道料金につきましても、水道事業と協力し、合同で滞納対策を講じております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○阿部 清委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。鈴木厚生文教分科会委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 登壇〕

○鈴木みゆき厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月12日及び9月13日、委員6名出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款及び歳出第10款並びに認第2号から認第5号まで並びに認第7号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、認第1号中歳出第4款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第10款、その後、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第7号の順に審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

初めに、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「食生活改善事業においては、食生活改善推進員の養成を図ったとのことだが、その具体的な内容は」との問いがあり、当局より「1コース6回の食生活改善推進員養成講座を実施し、5名の方が修了しています。また、食生活改善推進員の研修会を4回実施し、延べ74人が参加しました。コロナ禍のため、試作の実習等は行わず、講話や話し合いを中心にした郷土食の伝承教室、食育教室、男性のための料理教室などを実施しました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「障がい児支援事業について、市民より児童発達支援事業所や放課後等デイサービスに希望どおりの日数を通うことができていないとの話を聞いているが、現状は」との問いがあり、当局より「対象者は当初作成した計画に基づき通所することとなっております、御希望の通所日数等はその計画に反映されているものと認識しておりました。今後、相談業務等の際に希

望の聞き取りを徹底いたします」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「図書資料等購入事業について、購入する図書の選定はどのように行っているのか」との問いがあり、当局より「新刊案内に掲載されている図書を中心に、図書館利用者からのリクエストなども勘案しながら、図書館長、司書、窓口業務を担当するスタッフなどで選定しております」との答弁がありました。

委員より「公民館活動事業について、学びのふるさと推進事業負担金の詳細は」との問いがあり、当局より「本負担金は、共催事業を実施する主催団体に対し、5万円を上限として交付するものです。令和3年度は、中郷分館の地域の歴史の学習会に対し3万円、西部地区公民館の慈恩寺絵画コンクールに対し5万円、高松地区の文化祭に対し1万円で、合計9万円を交付しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第3号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第4号令和3年度寒河江市介護保険

特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「歳入第1款保険料に還付未済額の記載があるが、これはどのような理由によるものなのか」との問いがあり、当局より「こちらは、年金から特別徴収の方法で納付されていた方が亡くなられたことにより発生した過納金となります。この場合、年金機構または遺族のどちらに還付するのかを年金機構より指示を受けますが、その指示が届くまでに一定期間を要するため、年度末付近に亡くなられた方に関し、還付未済額が発生しているものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第5号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第7号令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「令和3年度の救急車の受入件数は」との問いがあり、当局より「令和3年度は、診療時間内が282件、夜間・休日が338件で、合計620件となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○阿部 清委員長 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、認第1号令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について及び認第7号令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

7案件は各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号及び認第7号の7案件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第39号令和3年度寒河江市水道事業

会計利益の処分及び決算の認定について及び議第40号令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

2案件は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第39号及び議第40号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

閉 会 午前10時01分

○阿部 清委員長 以上をもって決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

決算特別委員会委員長 阿 部 清

決算特別委員会副委員長 月 光 裕 晶